

修士論文概要

コロンビアにおける国内避難民支援の新展開 ～「被害者・土地返還法」を契機として～

学籍番号：12MD0038

氏名：奥田 桐子

1. 研究の目的と方法

本論文の目的は、コロンビア共和国（以下、コロンビア）の「被害者・土地返還法」（2011年6月制定）に基づき開始された土地返還事業の、事業実施上の課題を明らかにし、今後のIDP支援における同事業の役割について展望を述べることである。

コロンビアで半世紀以上に亘り続いた国内武力紛争は、約800万人の被害者を生み出した。このうち約700万人が国内避難民（Internally Displaced Persons :IDP）である。これまで政府は被害者支援のための様々な法整備を行ってきたが、具体的支援の実行が伴わず、被害者への裨益は限定的であったと言われている。

こうした状況に対し、被害者に対するより総合的な補償・支援を実現することを目的として制定されたのが、被害者・土地返還法である。同法による支援の枠組みの中でも注目に値するのが、ゲリラ組織やパラミリタリー等によって強奪または放棄させられた土地を被害者（多くはIDP）に返還するという土地返還事業である。土地返還事業は過去には行われたことが無く、被害者支援の歴史において今回が初の試みとなる事業である。

本論文では、同事業の具体的な実施体制・プロセスを調査した上で、現在発現している事業実施上の課題とその要因を明らかにし、同時に、同事業がIDPにもたらす裨益について考察を試みた。そしてそれらを踏まえ、コロンビア政府のIDP支援における同事業の今後の役割と展望を考察した。

研究方法は、（1）先行研究などの文献、統計・資料等による調査・分析、（2）事例研究（質的調査）の二つから成る。（1）では、コロンビアの武力紛争問題とその特徴、被害の全容、土地強奪・放棄及びIDP問題を明らかにした。また、被害者・土地返還法の制度的枠組みについては、同法の内容を詳細に参照した。土地返還事業の内容やプロセスについては、同法の内容に加え、土地返還ユニット関連資料を分析した。（2）では、土地返還事業の実施上の課題を明らかにするため、事業実施組織である強奪土地返還特別行政ユニット（以下、土地返還ユニット）職員及び、事業の裨益者であり土地返還申請を行ったIDPに対する聞き取り調査を実施した。同事業実施上の課題を事業実施側と裨益者側の双方の立場から考察することで、事業の課題を重層的に捉えることを試みた。

2. 論文の構成

略語表

第1章 研究の概要

第1節 研究の背景と問題の所在

第2節 研究の目的

第3節 研究の方法

第4節 論文の構成

第2章 コロンビア武力紛争問題

第1節 本論文における重要用語の定義

第2節 コロンビア国内武力紛争の特徴

第3節 コロンビア武力紛争と IDP 発生の歴史的背景

第3章 コロンビア武力紛争による被害の実相と政府による支援の枠組み

第1節 被害の概況

第2節 土地強奪・放棄と国民避難民の概況

第3節 コロンビア政府による被害者支援の変遷

第4章 「被害者・土地返還法」による国内避難民支援

第1節 「被害者・土地返還法」に基づく被害者支援の全体概要

第2節 土地返還事業の概要

第3節 強奪土地返還管理特別行政ユニット（URT）による事業実施体制とプロセス

第5章 事例研究：土地返還事業による国内避難民支援の実態と課題

第1節 現地調査の概要

第2節 URT の事業実施上の課題

第3節 国内避難民にとっての土地返還事業の意義

第4節 事例研究のまとめ

第6章 全体考察

第1節 土地返還事業の地域的差異と共通点

第2節 土地返還事業の新規性・有意性

第3節 土地返還事業の実施上の課題

第4節 土地返還事業の IDP への裨益状況

第7章 結論と今後の課題

第1節 結論～今後の IDP 支援における土地返還事業の役割～

第2節 今後の課題

謝辞

図表一覧

参考文献一覧

3. 論文の概要

本論文は7章構成である。第1章では、研究の背景と問題の所在、研究の目的、方法について述べた。

第2章では、先行研究と各種統計・資料を元に、コロンビアの武力紛争問題の全体像を明らかにした。具体的には、他国の紛争に比べ難民よりIDPが圧倒的に多く、紛争継続中に開発支援が同時並行で実施されているといった、コロンビア武力紛争の特徴を明らかにした。また、ゲリラ組織やパラミリタリー出現の経緯や歴代政権による対ゲリラ組織・パラミリタリー対策など、武力紛争の歴史的背景を捉えた。

第3章では、武力紛争の被害の全容を把握するために、各種統計を示しながら被害内容の概況を明らかにした。その中でも特に強奪・放棄された土地とIDP問題に着目し、地域別・年代別の特色を分析すると共に、土地の強奪・放棄がIDPに直結する点を考察した。加えて、被害者・土地返還法の制定に至るまでの、政府による被害者支援の法的枠組みの変遷を概観し、以前の法律による被害者支援が限定的な成果に留まっていた点を指摘した。

第4章では、まず、被害者・土地返還法による被害者支援の大枠を捉えた上で、土地返還事業の概要と事業実施体制・プロセスを概観した。そして、土地返還事業が幾つもの手続きから成り、各手続段階で多くの調査や検証が必要となる点を明らかにした。

第5章では事例研究として、土地返還ユニットのボゴタ事務所とサンタマルタ事務所の職員に対する聞き取り調査を通じて、事業を進める上で日々直面する課題を分析した。また、土地返還申請を行ったIDPに対する聞き取り調査からは、土地の強奪・放棄とIDP化の経緯が多種多様である点、避難後の現在の生活が困窮しているものの公的支援が十分に受けられていない点、土地返還が帰還に直結するとは限らない点などが描き出された。また、土地返還事業が政府の責任で実施されていることに対するIDPの評価が概ね高いことが明らかになった。

第6章では、第5章までの先行研究、統計・資料、事例研究による調査結果に基づき、全体考察を行った。初めに、土地返還事業の地域性と共通点を考察した結果、紛争の地域的特色が異なることが、各事務所における事業運営の差を生み出す点を指摘した。同時に、地域によらない共通点として、職員の不足、調査・検証作業の複雑性等の課題が明らかになった。

次に土地返還事業の新規性・有意性を考察した。同事業がコロンビア政府による被害者支援の歴史の中で初めての取り組みである点、従来の被害者支援から対象範囲を広げ、かつ、より総合的な補償・支援を可能とした点などから、その新規性・有意性は高いと判断された。

続いて、本論文のテーマである土地返還事業の実施上の課題については、制度上の課題と運用上の課題の二つに分けて課題の抽出とその要因を考察した。制度上の課題としては、10年の時限立法である点、土地強奪・放棄の被害を受けた年月によっては返還申請できない被害者が存在する点、土地の返還方法をIDP自身が選択できない点、そして、事業開始時の妥当性を挙げるができる。また、運用上の課題として、事業の各プロセスにおいて行われる調査・検証作業に多大な時間的・人的労力を要するために事業に遅延が生じる点、土地返還ユニットの対応力不足によりIDPへの迅速な土地返還ができない点、返還申請の個別

性により業務の標準化・効率化が困難な点、新規事業であるが故にノウハウが蓄積されていない点などが明らかになった。

最後に、土地返還事業の IDP への裨益状況を考察した。土地返還を受けることで、現在の困窮した生活がすぐに改善されるわけではなく、また帰還を希望していても、IDP それぞれが抱える事情や帰還先コミュニティによって、すぐに帰還が実現できるわけではない点が多くなった。その一方で、IDP からの土地返還事業に対する評価は概ね好意的であった。

第 7 章では、政府による IDP 支援において、土地返還事業がその新規性及び IDP へ帰還の可能性を広げたという点で意義があり、和平定着と農村地域の復興において重要な役割を担う事業であると結論付けられた。

以上 7 章から成る本論文では、文献や資料の調査により明らかになったコロンビアの土地強奪・放棄と IDP 問題、そして、それらの問題に対処するために成立した被害者・土地返還法の制度的枠組みを下敷きとして、IDP 支援における同法の意義と役割を議論した。そして具体的な議論を進める上で、事業実施側の土地返還ユニット職員が直面する課題と、事業裨益者側である IDP が経験した土地強奪・放棄と土地返還申請に関する聞き取り調査結果を、議論に必要な生きた情報源として活用した。これら聞き取り調査による貴重な情報の数々は、文献や資料からは得難いものである。

本論文で考察した課題及び展望が、コロンビアの国としての復興と開発を促進する土地返還事業の改善並びに、他の紛争影響国における IDP 支援策の検討に資することが期待される。